

## 市第11号議案

### 横浜市動物園条例の一部改正

横浜市動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市動物園条例の一部を改正する条例

横浜市動物園条例（昭和63年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「横浜市立よこはま動物園」を「動物園」に改め、「関する業務」の次に「並びに横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2第1項第2号及び第3号に掲げる業務（野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）の管理に関する業務に限る。）」を、「により、」の次に「一の」を加え、同項第1号中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条第4項中「横浜市立よこはま動物園」を「動物園並びに野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）」に改める。

第3条の4第1項中「横浜市立よこはま動物園」の次に「又は横浜市立金沢動物園」を加え、同条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条から第6条までを削る。

第7条中「市長（横浜市立よこはま動物園にあっては、指定管理者）」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「（昭和33年3月横浜市条例第11号）」を削り、同条を

第5条とする。

第9条を第6条とする。

別表第1中表の部分を次のように改める。

名 称	単 位	個人・団 体の別	利 用 料 金		
			一 般	高校生・中人	中学生・小学生
横浜市立よこは ま動物園	1人1回 につき	個 人	600 <sup>円</sup>	300 <sup>円</sup>	200 <sup>円</sup>
		団体(30 人以上)	480	240	160
横浜市立金沢動 物園		個 人	500	300	200
		団体(30 人以上)	400	240	160

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

横浜市立野毛山動物園等について指定管理者に管理を行わせるとともに、横浜市立金沢動物園について利用料金制を導入するため、横浜市動物園条例の一部を改正したいので提案する。